特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

富士宮市長

公表日

令和8年3月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法に基づき、以下の事務を行っている。 ・住民の異動届、国保資格取得・喪失、生活保護受給情報による国民健康保険の加入・脱退手続業務を行う。 ・世帯主及び擬制世帯主に対し、国民健康保険税を賦課する。 ・非自発的失業者に係る軽減申請書等により、保険税の軽減を行う。 ・基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定する。 ・一部負担金減額申請書等から、低所得者に対する一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・国民健康保険の被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、以下の事務を行っている。 ・特定健康診査に係る業務 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届等により国民健康保険の加入、脱退手続に係る事務 ・国民健康保険税賦課に係る事務 ・国民健康保険税軽減、保険給付等に係る事務 ・住所地特例者の住所地及び転入者の前住所地への所得情報照会 ・特定健康診査に係る業務 ・オンライン資格確認等に係る事務
③システムの名称	MICJET MISALIO（宛名システム、国民健康保険システム、収納システム）、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバ、健康管理システム健康かるて、医療保険者等向け中間サーバー等、国保総合システム及び国保情報集約システム

2. 特定個人情報ファイル名
宛名特定個人情報ファイル、国民健康保険特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項　別表 項番24 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第16、24条 ＜オンライン資格確認等に係る事務＞ ・番号法　第9条第1項 別表 項番44 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8項に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 （情報提供の根拠） 1,2,3,6,13,27,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,141,158,161,164,165,166,173の項 （情報照会の根拠） 69,70,71の項 ＜オンライン資格確認等に係る事務＞ ・番号法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部　保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民部　保険年金課　〒418-8601　富士宮市弓沢町150番地　0544-22-1138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部　保険年金課　〒418-8601　富士宮市弓沢町150番地　0544-22-1138
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年11月30日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年11月30日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[　基礎項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底、住基ネット照会を行う際の4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 この他、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人で確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査			
実施の有無	[　] 自己点検	[○] 内部監査	[　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	静脈認証及びパスワードにより、システムへのアクセスが可能な職員は限定されているとともに、作業中断時や離席時にはログアウトし、他者が利用することができないように対策を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	Ⅰ 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	（新たに追加）	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、以下の事務を行っている。・特定健康診査に係る	事後	
平成28年9月12日	Ⅰ 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	（新たに追加）	特定健康診査に係る業務。	事後	
平成28年9月12日	Ⅰ 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システム名	（新たに追加）	住民健康管理システムTIARA	事後	
平成28年9月12日	Ⅰ 5. 評価実施機関における担当部署①部署	保健福祉部　保険年金課	市民部　保険年金課	事後	
平成28年9月12日	Ⅰ 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保険年金課長　川原崎　義男	保険年金課長　深澤　裕彦	事後	
平成28年9月12日	Ⅰ 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	保健福祉部　保険年金課	市民部　保険年金課	事後	
平成28年9月12日	Ⅰ 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	保健福祉部　保険年金課	市民部　保険年金課	事後	
平成28年9月12日	Ⅱ. 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日　時点	平成28年6月30日　時点	事後	
平成28年9月12日	Ⅱ. 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日　時点	平成28年6月30日　時点	事後	
平成29年3月31日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号　別表第二	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号　別表第二	事後	
平成29年7月28日	Ⅰ 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの	（新たに追加）	MICJET MISALIO（収納システム）、国保情報集約システム	事後	
平成29年7月28日	Ⅱ. 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月30日　時点	平成29年6月30日　時点	事後	
平成29年7月28日	Ⅱ. 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月30日　時点	平成29年6月30日　時点	事後	
平成30年8月24日	Ⅱ. 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日　時点	平成30年6月30日　時点	事後	
平成30年8月24日	Ⅱ. 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日　時点	平成30年6月30日　時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ. 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日　時点	平成31年4月30日　時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ. 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日　時点	平成31年4月30日　時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅳ　リスク対策	無し	新規作成（様式追加）	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ. 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月30日　時点	令和1年11月30日　時点	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ. 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月30日　時点	令和1年11月30日　時点	事後	
令和2年7月1日	Ⅰ 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法に基づき、以下の事務を行っている。	※変更前の記載に以下を追加 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた	事後	
令和2年7月1日	Ⅰ 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの	MICJET MISALIO（宛名システム、国民健康保険システム、収納システム）、番号連携サーバ	※変更前の記載に以下を追加 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月1日	Ⅰ３．個人番号の利用　法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と	※変更前の記載に以下を追加 ＜オンライン資格確認の準備業務＞	事後	
令和2年7月1日	Ⅰ４．情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令	（情報提供の根拠） 番号法第19条第７号　別表第二	※変更前の記載に以下を追加 ＜オンライン資格確認の準備業務＞	事後	
令和2年7月1日	Ⅱ．１．対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月30日　時点	令和2年6月30日　時点	事後	
令和2年7月1日	Ⅱ．２．取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月30日　時点	令和2年6月30日　時点	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ．１．対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月30日　時点	令和3年3月1日　時点	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ．２．取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月30日　時点	令和3年3月1日　時点	事後	
令和3年11月15日	Ⅰ．４．情報提供ネットワークシステムによる情報連携	（情報提供の根拠） 番号法第19条第７号　別表第二	（情報提供の根拠） 番号法第19条第８号　別表第二	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ．１．対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日　時点	令和3年11月30日　時点	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ．２．取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日　時点	令和3年11月30日　時点	事後	
令和4年3月1日	Ⅰ １．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	（前略）特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届等により国民健康保険の加	※変更前の記載に以下を追加 ・オンライン資格確認等に係る事務。	事後	
令和4年3月1日	Ⅰ １．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号	＜オンライン資格確認等に係る事務について＞	事後	
令和4年3月1日	Ⅰ ３．個人番号の利用 法令上の根拠	字句 「オンライン資格確認の準備業務」	「オンライン資格確認等に係る事務」 「番号法」	事後	
令和4年3月1日	Ⅰ ４．情報ネットワークシステムに　よる情報連携	字句 「オンライン資格確認の準備業務」	「オンライン資格確認等に係る事務」 「番号法」	事後	
令和5年3月1日	Ⅱ．１．対象人数 いつ時点の計数か	令和3年11月30日　時点	令和4年11月30日　時点	事後	
令和5年3月1日	Ⅱ．２．取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年11月30日　時点	令和4年11月30日　時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ．１．対象人数 いつ時点の計数か	令和4年11月30日　時点	令和5年11月30日　時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ．２．取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年11月30日　時点	令和5年11月30日　時点	事後	
令和7年3月1日	Ⅰ関連情報1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務	・基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証をを発行する。	・基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定する。	事後	
令和7年3月1日	Ⅰ関連情報1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務	・国民健康保険税軽減、高齢者受給者証発行、保険給付等に係る事務。	・国民健康保険税軽減、保険給付等に係る事務	事後	
令和7年3月1日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数	令和５年１１月３０日時点	令和６年１１月３０日時点	事後	
令和7年3月1日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数	令和５年１１月３０日時点	令和６年１１月３０日時点	事後	
令和7年3月1日	Ⅳリスク対策8.人手を介在させる作業		追加	事後	
令和7年3月1日	Ⅳリスク対策11.最も優先度が高いと考えられる対策		追加	事後	
令和8年3月1日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数	令和６年１１月３０日時点	令和７年１１月３０日時点	事後	
令和8年3月1日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数	令和６年１１月３０日時点	令和７年１１月３０日時点	事後	